

不適正な行政財産使用料の納入

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
今宮工科高等学校	<p>行政財産使用料条例第4条によれば、行政財産使用料は、使用開始の日前に納入させなければならないが、平成28年度分について、使用開始の日前（平成27年度末）までに使用料を徴収していないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="439 562 1605 842"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>許可期間</th> <th>許可面積</th> <th>金額(円/年)</th> <th>納付日 (納入期限日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食堂及び自動販売機の設置</td> <td>平成28年4月1日から平成33年3月31日まで</td> <td>81.30㎡ (5台)</td> <td>330,580</td> <td>平成28年4月14日 (平成28年3月30日)</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	許可期間	許可面積	金額(円/年)	納付日 (納入期限日)	食堂及び自動販売機の設置	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで	81.30㎡ (5台)	330,580	平成28年4月14日 (平成28年3月30日)	<p>行政財産使用料の徴収について、今後は行政財産使用料条例に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【行政財産使用料条例】 (納付の時期) 第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。ただし、特別の理由があるときは、使用開始の日以後にその全部又は一部を納付させることができる。</p> </div>	<p>今後は行政財産使用料条例に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
使用目的	許可期間	許可面積	金額(円/年)	納付日 (納入期限日)									
食堂及び自動販売機の設置	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで	81.30㎡ (5台)	330,580	平成28年4月14日 (平成28年3月30日)									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年12月20日）